



2025年4月25日

各 位

会 社 名 ピクセルカンパニー株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 矢 尾 板 裕 介
(コード番号：2743 東証スタンダード)
問 い 合 わ せ 管 理 本 部 長 柳 世 和 大
<https://pixel-cz.co.jp/contact>

金融庁による課徴金納付命令の決定についてのお知らせ

当社は、2025年2月21日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告についてのお知らせ」及び2025年3月17日付「課徴金についての審判手続き開始決定に対する答弁書の提出について」にて、お知らせしましたとおり、当社が行った過年度の有価証券報告書及び有価証券届出書の訂正に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対し6億2984万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告が行われました。

本日、金融庁より納付期限を2025年6月25日とする6億2984万円の課徴金納付命令の通知を受けましたので、お知らせいたします。

今後、当社は、課徴金納付命令決定及び納付告知書に従い、課徴金を国庫に納付いたします。

なお、当社は2024年12月期決算において当該課徴金相当額を訂正関連費用引当金繰入額として特別損失に計上しております。

本件につきまして、株主、投資家の皆さまをはじめとするすべての関係者の皆さまにご迷惑をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

以上